

熊本県公報

第 1 1 2 9 3 号
平成 17 年 8 月 1 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（宮野河内加入区）……………	（漁政課） 1
○道路の供用開始……………	（道路総務課） 1
○保安林の指定に関する予定……………	（森林保全課） 2
○ ”……………	（ ” ） 2
○ ”……………	（ ” ） 2
○ ”……………	（ ” ） 3
公 告	
○地籍調査成果の認証……………	（農村整備課） 3
登 載 依 頼	
○第 6 回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の開催……………	（高校教育課） 4
○熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書……………	（有限会社野澤産業） 4
○熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書についての説明 会の開催……………	（ ” ） 5
○道路交通法第 108 条の 4 第 1 項に基づく取消処分者講習を行わせる指 定講習機関の告示……………	（運転免許試験課） 5
○熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会第 2 回障害者・児 部会の開催に係る開催日程等の県公報掲載 ……………	（熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会） 5
○熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又 は警備区域の一部改正……………	（公安委員会） 6

告 示

熊本県告示第 950 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 17 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
宮野河内加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草郡河浦町大字宮野河内 106 番地 4 北嶋 猛
天草郡河浦町大字宮野河内 130 番地 杉元 孝
天草郡河浦町大字宮野河内 2018 番地 21 田中 啓吾
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 17 年 8 月 1 日から平成 17 年 8 月 15 日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合宮野河内支所

熊本県告示第 951 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 8 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小島新町線	熊本市池上町字塘下 874番3地先から 同市池上町字中園 736番2地先まで	311.0	単道改

2 供用開始する期日 平成17年8月1日

熊本県告示第952号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年8月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡有明町大字大島子字ハヅ78の3
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡天草町大江字倉谷44の1（次の図に示す部分に限る。）、字松林45の1、102の1・字高落172の1・字ナタヲトシ172の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第953号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年8月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今富字水汲川内2132の2、2139、2143、2146、2149、字大杉2204
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水汲川内2132の2・2146・2149（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第954号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年8月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡天草町大江字大浦975の1（次の図に示す部

- 分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 955 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字涼松 5558 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 588 号

阿蘇市ほか 7 町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
阿蘇市	平成 14 年度から 平成 16 年度まで	波野大字中江の一部	地籍 図・地 籍簿	平成 17 年 7 月 22 日
高森町	平成 15 年度から 平成 16 年度まで	大字津留の一部		
益城町	平成 15 年度から 平成 16 年度まで	大字小谷の一部		
千丁町	平成 16 年度	大字古閑出の一部		
竜北町	平成 16 年度	大字網道の一部		
東陽村	平成 15 年度から 平成 16 年度まで	大字河俣の一部		
泉村	平成 14 年度から 平成 16 年度まで	大字仁田尾の一部		
相良村	平成 14 年度から 平成 16 年度まで	大字川辺の一部		

登載依頼

熊本県県立高等学校教育整備推進協議会公告第15号

第6回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成17年8月1日

熊本県県立高等学校教育整備推進協議会

会長 良 永 彌太郎

- 1 日時
平成17年8月5日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所
熊本市水前寺一丁目33の18
水前寺共済会館 芙蓉の間
- 4 議題（予定）
 - 1 第5回会議での意見について
 - 2 通学区域について
 - 3 全日制高校の再編整備について
 - 4 地域懇談会について
 - 5 その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
会議の傍聴手続は、午後1時から午後1時20分まで会議の会場入口において行い、協議会の会長が認めただうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県県立高等学校教育整備推進協議会事務局（熊本県教育庁高校教育課）
（電話 096-383-1111 内線 6656）

公告 68 号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第13条第1項の規定により、産業廃棄物安定型最終処分場設置事業に関する環境影響評価準備書を作成したので、同条例第15条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年8月1日

有限会社野澤産業 代表取締役 野 澤 寿

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 有限会社野澤産業 代表取締役 野澤 寿
 - (2) 住所 熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚484番地
- 2 事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 有限会社野澤産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業
 - (2) 種類 産業廃棄物安定型最終処分場
 - (3) 規模 事業実施区域面積 約35,000平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県鹿本郡植木町投刀塚、滴水字投刀塚谷地内
- 4 関係地域の範囲
熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚、大字滴水字投刀塚谷の一部及びその周辺
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
有限会社野澤産業事務所（熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚484番地）
植木町役場（生活環境課）
 - (2) 期間 平成17年8月1日から平成17年9月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 6 意見の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者に出すことができる。
 - (1) 提出期限 平成17年9月15日
 - (2) 提出先 〒861-0141 熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚484番地
有限会社野澤産業
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

公告 69 号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第16条第1項の規定により、産業廃棄物安定型最終処分場設置事業に関する環境影響評価準備書についての説明会を開催するので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年8月1日

有限会社野澤産業 代表取締役 野澤 寿

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 有限会社野澤産業 代表取締役 野澤 寿
 - (2) 住所 熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚484番地
- 2 事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 有限会社野澤産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業
 - (2) 種類 産業廃棄物安定型最終処分場
 - (3) 規模 事業実施区域面積 約35,000平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県鹿本郡植木町投刀塚、滴水字投刀塚谷地内
- 4 関係地域の範囲
熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚、大字滴水字投刀塚谷の一部及びその周辺
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成17年8月24日（水）午後7時30分から午後8時30分まで
 - (2) 場所 桜井公民館（熊本県鹿本郡植木町大字滴水2190-2）

熊本県公安委員会告示第27号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次のように指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により告示する。

平成17年8月1日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
有限会社城北自動車学校 菊池市泗水町吉富300番地39 福村 優子	城北自動車学校 菊池市泗水町吉富300番地39	取消処分者講習	平成17年8月1日

熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会公告第2号

熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会第2回障害者・児部会を次のとおり開催する。

平成17年8月1日

熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会委員長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時
平成17年8月2日（火）
午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 個別評価基準（障害福祉サービス）素案について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会事務局
（熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課地域福祉企画班）
（電話 096-383-1111 内線 7022、7027）

熊本県公安委員会告示第 28 号

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

平成 17 年 8 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1 の表八代警察署の項を次のように改める。

八代警察署	本町交番	八代市袋町	八代市出町、鷹辻町、通町、袋町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、松江城町、西松江城町、北の丸町、松江町、松江本町、横手町、興国町、横手新町、本町四丁目、蛇籠町、八幡町、塩屋町、新地町、三楽町、建馬町、新開町、新浜町、築添町、港町、新港町一丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、毘舎丸町、横手本町、大手町一丁目、大手町二丁目、新町、緑町、若草町、花園町、旭中央通、黄金町、弥生町、錦町、夕葉町、未広町
	八代駅交番	同萩原町二丁目	八代市長田町、井上町、竹原町、島田町、日置町、上日置町、福正町、福正元町、十条町、萩原町、萩原町一丁目、萩原町二丁目、清水町
	植柳交番	同植柳上町	八代市植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町、麦島東町、麦島西町、迎町、迎町一丁目、迎町二丁目、梅檀町、千反町一丁目、千反町二丁目、古城町、中北町、植柳新町一丁目、植柳新町二丁目、豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、本野町、高下東町、高下西町、平山新町、渡町
	日奈久交番	同日奈久下西町	八代市日奈久新開町、日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久竹之内町、日奈久塩北町、日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町、日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久栄町、日奈久平成町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町、二見野田崎町
	田中町交番	同田中西町	八代市松崎町、永碇町、高小原町、井揚町、沖町、高島町、大村町、海士江町、上野町、古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町、田中東町、田中西町、田中北町
	金剛駐在所	同植柳下町	八代市敷川内町、催合町、揚町、高植本町、水島町、葭牟田町、北原町、三江湖町、鼠蔵町、南平和町、北平和町
	宮地駐在所	同宮地町	八代市妙見町、宮地町、西宮町、古麓町、東町
	中片駐在所	同西片町	八代市東片町、上片町、中片町、西片町
	龍峰駐在所	同興善寺町	八代市岡町小路、岡町中、岡町谷川、興善寺町、川田町東、川田町西
	郡築駐在所	同郡築四番町	八代市大島町、郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町、郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町、昭和日進町、昭和明徴町、昭和同仁町
	千丁駐在所	同千丁町新牟田	八代市千丁町太牟田、千丁町吉王丸、千丁町新牟田、千丁町古閑出
	坂本駐在所	同坂本町坂本	八代市坂本町西部い、坂本町西部ろ、坂本町西部は、坂本町深水い、坂本町深水ろ、坂本町深水は、坂本町中谷い、坂本町中谷ろ、坂本町中谷は、坂本町鮎歸い、坂本町鮎歸ろ、坂本町鮎歸は、坂本町鮎歸に、坂本町鮎歸ほ、坂本町坂本
	川岳駐在所	同坂本町川嶽	八代市坂本町荒瀬、坂本町葉木、坂本町鎌瀬、坂本町中津道、坂本町市ノ俣、坂本町川嶽、坂本町鶴喰、坂本町田上、坂本町百済来下、坂本町百済来上

1 の表宮原警察署鏡交番の項位置の欄及び所管区域の欄を次のように改める。

八代市 鏡町内田	八代市鏡町下有佐、鏡町有佐、鏡町中島、鏡町下村、鏡町上鏡、鏡町鏡村、 鏡町内田、鏡町鏡、鏡町芝口、鏡町野崎、鏡町宝出、鏡町両出、鏡町貝洲、 鏡町塩浜、鏡町北新地
-------------	--

1の表宮原警察署大野駐在所の項中「同」を「八代郡」に改め、同表宮原警察署東陽駐在所の項及び宮原警察署泉駐在所の項を次のように改める。

東陽 駐在所	八代市 東陽町南	八代市東陽町北、東陽町南、東陽町小浦、東陽町河俣
泉 駐在所	同 泉町柿迫	八代市泉町下岳、泉町柿迫、泉町栗木、泉町久連子、泉町椎原、泉町仁田尾、 泉町葉木、泉町樅木

